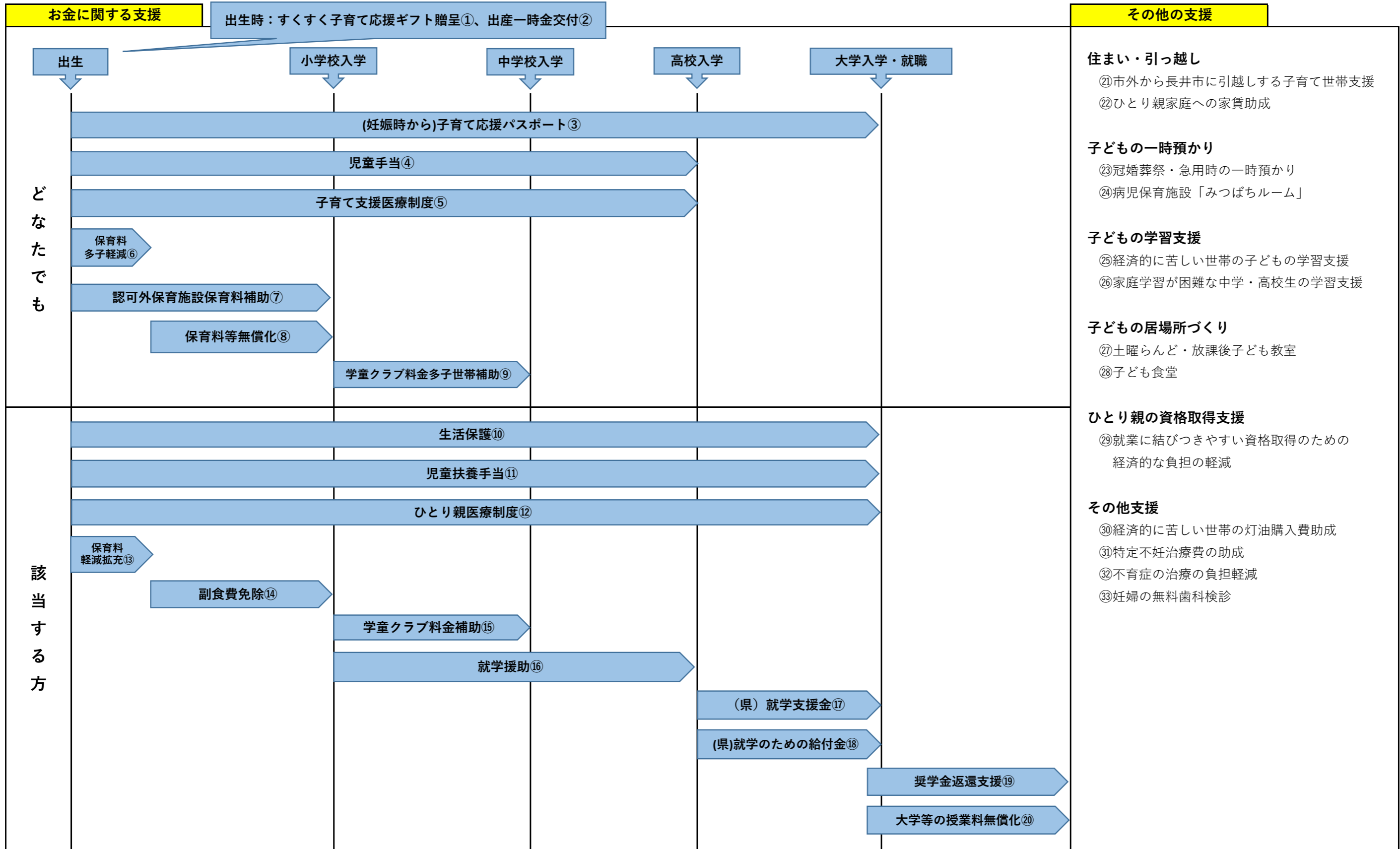


子育てに関する給付・減免など



①長井市在住で出産された家庭にすくすく子育て応援ギフトを贈呈する。（子ども家庭係 内線：237）

②長井市国民健康保険の被保険者が出産した場合、法令で定められている出産育児一時金42万円にプラスして3万円を支給する。（医療・年金係 内線：215）

③妊婦又は18歳未満までの子どもがいる家庭に対し交付。加盟店で提示することで様々なサービスを受けることができる。（子育て支援係 内線：236）

④0歳から中学3年生までの子どもを監護する父母又は扶養者(主に生計を担っている方)に児童手当を支給。（子ども家庭係 内線：237）

⑤0歳から中学3年生までのお子さんに医療証を発行。お子さんの医療費の一部負担額を無償化する。（医療・年金係 内線：215）

⑥きょうだい認可保育所、認定こども園、児童センターを利用する場合の保育料等が最年長児から数えて2人目半額、3人目以降が無料になる。（子育て支援係 内線：236）

⑦認可外保育施設に入所している世帯の保育料を補助する。（子育て支援係 内線：236）

⑧認可保育所、認定こども園、児童センターを利用する3歳から5歳の保育料等が無償。（子育て支援係 内線：236）

⑨きょうだい学童クラブ利用の場合、2人目以降の利用料金を半額補助。（子育て支援係 内線：236）

⑩生活保護家庭のうちお子さんがいる家庭は、児童養育加算の認定、教育扶助、高等学校等就学費の支給を受けることができる。ひとり親家庭に関してはそれに加え、母子加算の認定を受けることができる。（生活支援係 内線：233）

⑪0歳から高校3年生までの子どもを監護する、所得が一定額未満のひとり親、扶養者、または父が障害の状態にある母に児童扶養手当を支給する。（子ども家庭係 内線：237）

⑫18歳以下の子どもを扶養し、就労等により得ている収入で生計を維持するひとり親で所得税非課税の場合、ひとり親家庭等医療証を発行する。親子の医療費の一部負担額を無償化する。（医療・年金係 内線：215）

⑬父母等の市町村民税額の合計額により保育料を決定する。低所得世帯、ひとり親等世帯については軽減拡充。（子育て支援係 内線：236）

⑭低所得世帯等について、認可保育所、認定こども園の副食費が免除。（子育て支援係 内線：236）

⑮要保護・準要保護世帯など低所得世帯の学童クラブ利用料金を全額補助する。（子育て支援係 内線：236）

⑯経済的な理由により就学が困難な小中学生の保護者に、就学に要する費用を援助。（学事係 内線：712）

⑰公立高校の生徒のうち、対象要件を満たす場合に授業料の納付が不要となる。（在学中の学校へ問い合わせ）

⑱高校生（公・私）の保護者のうち、要件を満たす場合に授業料以外の負担軽減として給付を受けることができる。（在学中の学校へ問い合わせ）

⑲一定期間県内で居住・就職した場合に奨学金の返還を支援する。受付は年2回（日本学生支援機構第一種奨学金対象が1回、長井教育会奨学金対象が1回）を予定。

（オリンピックパラリンピック・文化スポーツ交流推進室 内線：356）
支援条件：①県内高校等を卒業、卒業見込みの人で大学等に進学、在学する人。②対象となる奨学金の貸与を受けている人又は受ける予定の人。③他の奨学金返還支援を受けず、助成対象分野へ就職希望で、大学等を卒業後6か月以内に県内に居住かつ就職し、その後3年間継続する見込みの人。（公務員は対象外）

⑳住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生を対象に、各大学等が授業料等の減免するとともに、日本学生支援機構が給付型奨学金を支給。上限額あり。（在学中の学校へ問い合わせ）

㉑市外から子育て世帯が転入してきた場合、定住促進住宅使用料を44,200円から25,000円に減額する。（住まい政策室 内線：526）

㉒住民税非課税のひとり親のうち、民間の賃貸住宅に住む方へ家賃を補助する。（子ども家庭係 内線：237）

㉓急用時などでの一時預かり等（会員制、小学校3年生まで）。（NPO法人まごころサービス長井84-6848）

㉔生後6カ月～小学3年の子どもが病気により集団保育が困難で、家庭での保育ができないとき、医師の連絡票で病状が急変しないと確認できれば、一時的に保育を行う。（子育て支援係 内線：236）

㉕経済的困窮状態にある世帯の小中学生を対象に学習支援を行う。（生活支援係 内線：233）

㉖家庭の事情等により家庭学習が困難であったり、学習習慣が身につけていない中学生へ地域・学校の連携・協働による学習支援（地域未来塾）。会場は南北中学校。（生涯学習係 内線：711）

㉗学校5日制に伴う土曜日の子どもの居場所づくりとしてスポーツ、体験学習、学習会等を行う（土曜らんど）。また、学童クラブを利用する児童とそうでない児童の交流の場として、放課後子ども教室（各地区平日開催）を実施している。対象は小（中）学生。（生涯学習係 内線：711）

㉘居場所づくりを目的とし、毎月一回実施。どなたでも利用可能。（あずまーキッズ／長井市東町1-5）（長井市社会福祉協議会・ボランティアグループ「りんの会」／長井市老人福祉センター 88-3711）

㉙ひとり親の方が看護師、保育士等、就職に有利な資格取得のために専門学校などの養成機関で1年以上就業する場合に、生活費を支援するため定額を支援する。（子ども家庭係 内線：237）
市民税課税世帯：月額70,500円／非課税世帯：月額100,000円

㉚生活困窮者に対し、灯油購入費を助成する。（生活支援係 内線：232）

㉛山形県特定不妊治療費助成事業の助成を受けた方等の、治療費の自己負担分（上限あり）を助成する。（健康推進係 内線：450）

㉜不育症の治療に係る医療保険適用外の自己負担分を一部助成する。（健康推進係 内線：450）

㉝妊婦を対象に歯科検診を無料で行い、歯と口腔の健康づくりの意識を高める。（健康推進係 内線：450）